

議員提出議案第1号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

この議案を別紙のとおり提出する。

令和6年7月3日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉
銀 杏 泰 利

伊 藤 保
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
鹿 島 功

鳥取県議会議会規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議会規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(発言の場所)</p> <p>第45条 発言は、全て議長^の許可を得た後、登壇してしなければならぬ。ただし、簡易な事項であつて議席で発言するものが<u>適当と認められるもの</u>については、議席で発言するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき<u>又は議長</u>の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p>	<p>(発言の場所)</p> <p>第45条 発言は、全て議長^の許可を得た後、登壇してしなければならぬ。ただし、簡易な事項については、議席で発言するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、<u>又は議長</u>の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p>

第72条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員2人以上から要求があるときは、投票で表決を採る。

2 前条第2項及び前項の投票は、押しボタン式投票によるものとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、記名投票又は無記名投票によることができる。

3 押しボタン式投票は、議題を可とする者は投票機の賛成のボタンを、議題を否とする者は投票機の反対のボタンを押すことにより行うものとする。

4 押しボタン式投票を行ったときは、賛否の氏名及びそれぞれの総数を議場に表示するものとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、賛否の氏名を表示しないものとする。

5 押しボタン式投票を行う場合において、同時に賛否の氏名を表示する方法と賛否の氏名を表示しない方法の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを賛否の氏名を表示しない方法による押しボタン式投票で決める。

6 第2項ただし書の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第72条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 前項の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

<p>第73条 記名投票を行う場合には、議題を可とする者は所定の白票を、議題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p>	<p>第73条 記名投票を行う場合には、議題を可とするものは所定の白票を、議題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p>
<p>(無記名投票)</p>	<p>(無記名投票)</p>
<p>第74条 無記名投票を行う場合には、議題を可とする者は賛成と、<u>議題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</u></p>	<p>第74条 無記名投票を行う場合には、議題を可とする者は賛成と、<u>否とするものは反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</u></p>
<p>(選挙規定の準用)</p>	<p>(選挙規定の準用)</p>
<p>第76条 <u>押しボタン式投票を行う場合には、第27条、第28条第3項及び第4項、第29条第1項、第30条並びに第31条の規定を準用する。この場合において、第28条第3項中「立会人の意見を聞いて議長が」とあるのは、「議長が」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第76条</p>
<p>2 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第24条第3項、第25条から第28条まで、第29条第1項、第30条及び第31条の規定を準用する。</p>	<p>記名投票又は無記名投票を行う場合には、第24条第3項、第25条から第28条まで、第29条第1項、第30条及び第31条の規定を準用する。</p>
<p>(会議録の記載事項)</p>	<p>(会議録の記載事項)</p>
<p>第107条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第107条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p>

<p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>押しボタン式投票（第72条第4項ただし書の規定により賛否の氏名を表示しない場合を除く。）及び記名投票における賛否の氏名</u></p> <p>賛否の氏名</p> <p>(15) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 記名投票における賛否の氏名</p> <p>(15) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和6年7月3日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉
銀 杏 泰 利

伊 藤 保
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
鹿 島 功

地方財政の充実・強化を求める意見書

昨今、地方自治体には、社会保障制度の整備、子育て施策、地域活性化対策はもとより、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、急激な少子・高齢化及び人口減少の深刻化に伴い、極めて多岐にわたる重要かつこれまで経験したことのない役割が求められている。

このため、2025年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、国におけるプライマリーバランスの健全化を目指すだけでなく、増大する行政需要に適切に対応するべく、現行の地方一般財源水準の確保に留まらず、地方財政の確立を目指す姿勢を示すよう、次の事項を強く要望する。

- 1 先行きが不透明な国際情勢や円安に伴う資材高騰、人口減少対策、激甚化・頻発化する自然災害への対応などの財政需要が見込まれることから、健全な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。また、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、臨時財政対策債に依存しない安定的で持続可能な地方財政の実現に取り組むこと。
- 2 今後も増嵩する社会保障経費や国土強靱化の推進など、地方の課題の解決に資する財源を確実に確保するため、これまで以上に地方交付税の財源保障機能を強化すること。併せて、首都圏と地方部の財政格差が拡大傾向にある中、財源の多寡によって行政サービスの地域間格差が生じないように、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額の確保・充実が図られるよう、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- 3 人口減少に直面し、財政力の弱体化が懸念される地方自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど機動的に対応できる制度とするだけでなく、十分な額を確保することで、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

- 4 少子化対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援などの社会保障ニーズが地方自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、社会保障経費に対する十分な支援策の実現を図ること。特に、これらの分野を支える人材の確保に向けた地方自治体による取組を十分に支えられる財政措置を講じること。
- 5 本年6月から、物価高に直面する国民生活を支えるため、国において所得税等の定額減税策が実施されている。しかしながら、減税施策による税収減も想定されるところであり、それ故に、地方交付税の財源保証機能の低下も懸念される。については、地方財政運営に影響を生じさせないよう、その財源確保に努めること。
- 6 「地方創生推進費」は、地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能とするものである。令和6年度地方財政計画に計上されている1兆円は、現在の財政需要に役立てていくため不可欠な規模であるだけでなく、上述のとおり地方の実情に応える施策の実現のために必須となる財源であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
- 7 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策
少子化対策 若者活躍 男女共
同参画）様

議員提出議案第3号

防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和6年7月3日

地域県土警察常任委員会

委員長 安田由毅

防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。本年1月、突如発生した能登半島地震は、多数の人的被害に加え、住家等の物的被害や水道等のライフラインへの被害をもたらし、未だ復旧の目途すら立っていない地域もある。ここ鳥取県においても、昨年8月に発生した令和5年台風第7号によって、河川護岸・道路が崩壊するなどの甚大な被害を受け、多くの孤立集落が発生した。このように、近年、地震や台風、局地的な豪雨、大雪等による大規模自然災害が各地で頻発している。

このような状況にあっても、当県を含む地方公共団体は、国と連携しつつ、住民の生命や身体、財産を保護し、住民生活・地域経済を守り、ひいては地域の未来を守らなければならない。そのためには、河川・砂防・海岸施設等の整備を含む流域治水対策や、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、河川管理施設・道路等の老朽化対策等、あらゆる施策により国土強靱化の取組を進める必要がある。

これまでも、その取組の一部として千代川において河道掘削等が行われているが、それらが台風第7号襲来時に本川からの越流による更に深刻な事態を防止していたことなど、国土強靱化の取組の有効性は明らかである。

このような国土強靱化の取組を更に計画的に行う観点から、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正され、国において国土強靱化実施中期計画を定めることとされた。現在の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は、令和7年度を期限としているが、流域治水対策や道路ネットワークの整備、老朽化対策など、地域社会の強靱化を進めるために必要な対策は数多く残されており、今後も、対象事業を拡充した新たな国土強靱化実施中期計画のもと、防災・減災、国土強靱化を強力に進めていく必要がある。

以上のことから、国においては、次の事項について講じられるよう、強く要望する。

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な財源として、資材価

格の高騰や賃金水準の上昇を考慮した上で例年以上の規模で令和6年度補正予算を確保し、計画的かつ強力に事業を推進すること。

- 2 現対策期間完了後も、切れ目無く、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、対象事業の拡大や要件の緩和など地方の意見を十分に反映し必要かつ十分な事業量を確保した、新たな国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 3 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威に対応するため、国土交通省地方整備局やその出先機関の体制を更に充実・強化し、災害対応に必要となる資機材の更なる確保に努めるとともに、地方公共団体の支援に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣 様
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官
国 土 強 靱 化 担 当 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）

議員提出議案第4号

政治資金に関する透明性確保を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和6年7月3日

村 上 泰二郎

浜 田 妙 子

興 治 英 夫

坂 野 経三郎

尾 崎 薫

伊 藤 保

政治資金に関する透明性確保を求める意見書

政治資金パーティーに関する収入の一部が政治資金収支報告書に記載されていなかったことが判明し政治資金規正法違反として立件されるなど、政治資金に関する取扱いが連日報道され、政治に対する不信感が国民の間に広がっている。

政治資金規正法は、政治資金の収支の公開等により政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにし、政治活動の公明と公正を確保することにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。この法の趣旨から逸脱した政治資金の取扱いが指摘され、政治のあり方さえも問われている今回の事態は、本議会としても看過できず、誠に遺憾と言わざるを得ない。

よって、国におかれては、今回事案の全容解明によって政治に対する不信感の払しょくに取り組むとともに、政治資金規正法の本旨に立ち返り、政治活動の自由との調和にも配慮しつつ政治資金パーティーや政策活動費に係る収支の透明性を確保するため、政治資金の取扱いについて、不断の見直しを行い、政治に対する国民の信頼回復に誠心誠意取り組むよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官